

議案第 66 号

三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

（三次市文化センター設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市文化センター設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

文化センターさくぎ	三次市作木町下作木 905 番地 2
-----------	--------------------

」を

「

文化センターさくぎ	三次市作木町下作木 905 番地 6
-----------	--------------------

」に改める。

第 4 条中「平成 16 年三次市条例第 299 号」の次に「。以下「手続条例」という。」を加える。

第 18 条第 1 項中「三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）」を「手続条例」に改める。

(三次市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 三次市立図書館設置及び管理条例（平成16年三次市条例第125号）

の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

三次市立作木図書館	三次市作木町下作木905番地2
-----------	-----------------

」を

「

三次市立作木図書館	三次市作木町下作木905番地6
-----------	-----------------

」に改める。

第7条中「平成16年三次市条例第299号」の次に「。以下「手続条例」
という。」を加える。

第12条第1項中「三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する
条例（以下「手続条例」という。）」を「手続条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。